

令和元年度 第1回 和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和元年8月1日(木) 和歌山市役所 東庁舎4階 入札室	
出席委員氏名	井伊 博行 (委員長) 池田 裕明 後 亮 毛満 良子 齊藤 久美子 五十音順	
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日	
抽出案件(総件数)	都市建設局 2件	議 事 1 委員長及び委員長職務代理者の選任について 2 入札及び契約手続の状況について 3 抽出事案について 4 その他
	企業局 1件	
一般競争入札 (事前審査型)	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(郵送方式))	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(持参方式))	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(電子入札方式))	都市建設局 2件	
	企業局 1件	
公募型指名競争入札	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
指名競争入札	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
随意契約	都市建設局 1件	
	企業局 1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

和歌山市入札監視委員会
令和元年度 第1回 会議録

<p>[事後審査型一般競争入札（電子入札方式）]</p> <p>① 有功小学校外1校ブロック塀改修工事・川永小学校ブロック塀改修工事</p>	<p>(事務局) 抽出事案の概要説明</p> <p>昨年6月の大阪北部地震では、高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、児童が犠牲になるといういたましい事故が発生しました。それを受けて、本市においても、幼稚園、小学校、中学校等の緊急点検を行い、優先度の高いところから順次、改修作業を行っており、本工事もその一環として、小学校にある既存のブロック塀を撤去し、新たにフェンスを新設する工事となっています。</p> <p>本事案は「同種の発注内容の工事で、連続して同一業者が落札した案件」として抽出していただいたとおり、2件とも小学校のブロック塀改修工事で、参加可能な業者も同じであり、(株)里村建設のほか3者が両方の案件に入札していました。</p> <p>結果として、2件とも(株)里村建設が落札者となりましたが、ランダム係数も異なっており、たまたま同じ業者が連続して落札したものと思われます。</p> <p>(委員)</p> <p>別に意図的ではなく、確率的に同じ業者が落札したということですね。わかりました。</p>
<p>[事後審査型一般競争入札（電子入札方式）]</p> <p>② 有功中学校外小学校3校冷暖房設備工事</p>	<p>(事務局) 抽出事案の概要説明</p> <p>本市では、近年の夏場の猛暑による、児童・生徒の健康被害の防止や、快適な学習環境の確保のため、小中学校の教室へのエアコン設置を進めており、本工事もそのうちの一つです。</p> <p>「落札率が100%の案件」ということで抽出</p>

いただきましたが、本件には11者の応札があり、ランダム係数により9者が失格となりましたが、最低制限価格と同額で、(株)富士商會が落札予定者となりました。

しかし、(株)富士商會が同日に行われた別の小中学校の冷暖房設備工事でも落札予定者となっており、配置技術者の関係で、開札時間の遅い本工事を辞退することになり、次順位の(株)山崎設備が落札予定者となりました。(株)山崎設備は予定価格と同額で応札していたことから、結果として落札率が100%になっています。

(委員)

ランダム係数の変動範囲内に応札があったけど、変動範囲内の落札予定者が辞退したので、高い応札者が落札者となったってことか。

このような辞退を防ごうと思ったら、できるだけ同じ日に同種の工事の入札をやらないような工夫をするしかないのではないか。

(事務局)

同じ日に同種の工事をまとめて出すことはできるだけ避けたいと考えているが、夏休みの間に工事をしたいなど担当課の事情もあり、難しいところがある。できるだけ発注時期は平準化するように担当課にはお願いしている。

(委員)

例えば、現在、火曜日はいくら、金曜日はいくらと、金額に応じて開札日を決めていて、週に1回しか開札のチャンスがないというのなら、金額に関係なく火曜日でも金曜日でもできるようにすれば、週に2回できるようになる。そういったできるだけ同じ日にならないような方法を検討すべき。

<p>[事後審査型一般競争入札（電子入札方式）]</p> <p>③ 北部第1汚水幹線工事その9</p>	<p>(事務局)</p> <p>いい方法を研究していきます。</p> <p>(委員)</p> <p>もちろん100%での応札がダメなわけではないが、もし、辞退を見込んでの漁夫の利狙いというのであれば、それは健全ではないと思う。是非、研究を進めてほしい。</p> <p>(事務局) 抽出事案の概要説明</p> <p>本工事は、資料の位置図に実線で示します区間に分流式の汚水幹線を推進工法により布設する土木工事です。</p> <p>本工事の施工箇所は、片側2車線の県道の中央部分であり、推進工事の支障となるものが少ないと思われ、また、立坑前後の中央側1車線ずつの交通規制だけで施工できるため、昼間施工でも通行車両への影響が少なく、沿線店舗への進入路確保等の配慮がほとんど必要ないことにより、工事の円滑な進捗が可能であると想定される。</p> <p>また、工事内容についても、ます取付などの付帯工事がなく、幹線のみを推進工で布設する工事ということで、土木施工業者にとって比較的容易な工事と判断され、入札参加者が多くなったと考えられます。</p> <p>委員：わかりました。</p>
<p>【その他】</p> <p>最低制限価格等の設定基準の改正の効果について</p>	